26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	1,031,823	8,848
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	96,305	0
29	履物の一部品目	79,737	0
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	46,956	0
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	194,142	0
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	28,387	648

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成24年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　御坊市商業協同組合

２．代表者の氏名　代表理事　溝端　繁一

３．住所　和歌山県御坊市薗350番地の28

４．仮配当表

⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額

8,636,500円

⑵　権利の実行に係る申出等の総額

2,115,500円

※配当に当たっては、資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定により、発行保証金の額から還付手続きに要した費用を控除した額について配当を実施する。

平成 24 年１月 31 日

近畿財務局長　池田　篤彦

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　御坊市商業協同組合

２．代表者の氏名　代表理事　溝端　繁一

３．住所　和歌山県御坊市薗350番地の28

４．権利の実行の対象となる発行保証金の額

8,636,500円

５．意見聴取会の期日

平成24年２月８日（水）午後１時

６．意見聴取会の場所

和歌山県御坊市薗350番地の28　御坊商工会館　１階会議室

７．上記発行者の発行保証金について権利の実行の申立てをした者、債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。

なお、当日病気その他やむを得ない理由により、意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して意見聴取会における陳述に代えることができる。

平成 24 年１月 31 日

近畿財務局長　池田　篤彦

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年１月 31 日

北海道開発局長　高松　　泰

１　処分をした年月日　平成24年１月17日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　萩原建設工業株式会社　萩原　一利　北海道帯広市東７条南８丁目２番地　国土交通大臣許可（特―22）第13764号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

北海道内における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成24年２月１日から平成24年３月31日までの60日間

４　処分の原因となった事実　萩原建設工業株式会社の元営業部長は、池田町が平成23年６月29日に執行した池田中学校改築工事（校舎建築主体工事）及び同中学校改築工事（屋内運動場建築主体工事）の各指名競争入札に関し、偽計を用いて公の入札等の公正を害すべき行為を行ったとして、平成23年12月14日に帯広区検察庁から略式起訴され、同日付けで帯広簡易裁判所から略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

無縁墳墓等改葬公告

一般国道56号片坂バイパス工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

平成 24 年１月 31 日

国土交通省四国地方整備局長　川﨑　正彦

１　墳墓等所在地　①高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字南山2399―イ、②高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字ツヅラ谷2393―ロ

１　墳墓等の名称　不詳

１　死亡者の本籍及び氏名　①不詳、②「今西増太郎」、「今西吉次」、「於○万」他不詳

１　改葬を行おうとする者　高知県四万十市右山2033番地14　国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長　岡村　　環

所在不明の建設コンサルタントの公告

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第14条の規程により、次のとおり公告する。

１　登録番号　建13―5707

２　名称　株式会社コンサルタントカワチ

３　主たる営業所の所在地　三重県桑名市大字矢田752番地の１

４　上記の業者については、その所在を確知できないので、当該業者は平成24年３月１日までに中部地方整備局建政部建設産業課あて申し出をされたい。

５　前号の期間内に申出がないときは、建設コンサルタント登録規程第14条の規程に基づき、登録を消除する。

平成 24 年１月 31 日

中部地方整備局長　足立　敏之

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第９００９４号

東京都東久留米市下里２丁目10番１号

申立人　宮秋　道男

本籍東京都目黒区東山２丁目1194番地、最後の住所東京都西東京市新町１丁目９番６号、死亡の場所埼玉県入間郡三芳町、死亡年月日平成23年９月２日、出生の場所不明、出生年月日昭和31年９月18日、職業無職

被相続人　亡　吉川　良男

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目32番11号　吉祥寺ＹＫビル２階　ＮＡＫＡ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中　由規子

東京家庭裁判所立川支部